

「神奈川県公報発行規則の一部を改正する規則（案）」に関する提出意見  
及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和5年8月31日から同年9月29日まで

2 意見募集結果

提出意見の件数 3件

意見区分	件数
1 改正内容に関する意見	0件
2 その他（県の広報誌「県のたより」に関する意見）	3件
合計	3件

3 提出意見に対する県の考え方

(1) 意見反映区分

反映区分	件数
A 規則に反映したもの	0件
B 規則に反映できないもの	0件
C その他	3件
合計	3件

(2) 意見に対する県の考え方

番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	2	広報誌は紙で発行してもらいたい。環境保護の観点から理解はできるが、インターネットを利用できない世代もあり、インターネットは自分から情報を探さなければならない。	C	今回、発行方法を紙から電子に切り替えるのは、条例、規則、告示などを掲載している県の「公報」であり、県の広報誌である「県のたより」とは別の刊行物です。 「公報」は、これまで県政情報センター、各地域の県政情報コーナー、県立図書館などで閲覧できるようにしておりましたが、発行方法を紙から電子に切り替えた後も、インターネットが利用できない方への配慮として、これらの県の施設に引き続き配架し、紙で閲覧できる場所を残していきます。
2	2	「県のたより」に載っている情報を必要としている方は、何か困り事がある方が多いと思う。身体が不自由な方や経済的に困窮している方などの中には、インターネットを利用できない方も多くいると思うので、そういった方々への情報提供が滞ることのないよう、検討していただきたい。 また、従来の紙面は視認性がよく、様々な情報が目に入ってきやすいが、パソコン等	C	なお、いただいたご意見については、「県のたより」を所管する所属に転送させていただきました。

		<p>の画面上ではそういった機会が減ってしまうことを危惧する。引き続き駅、役所、金融機関、コンビニで紙での閲覧や入手ができるようお願いしたい。</p>		
3	2	<p>官報の電子化に伴い、「県のたより」を電子化することだが、両者は性質が異なり、電子化することで県民に必要な情報が行きわたらなくなるのではないかと心配。</p> <p>全国的に自治体が広報に力を入れて県民の県政参加を促している中で、それに逆行しているのではないかと。</p>	C	